

申告書の記入について

- 1 電子申告を利用する際の注意点・・・・・・・・・・ P.15
- 2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の
記入例及び書き方・・・・・・・・・・ P.16
- 3 種類別明細書（減少資産用）の
記入例及び書き方・・・・・・・・・・ P.18
- 4 種類別明細書（増加資産・全資産用）の
記入例及び書き方・・・・・・・・・・ P.20

電子申告（eLTAx）を利用する際の注意点

平成22年度償却資産申告より津山市においても電子申告の受付を行っております。電子申告を利用する際の注意点を以下のようにまとめましたのでご注意ください。

- 1 津山市においては、これまで電子申告を利用されている事業所にも従来どおり増減申告が行えるように前年度までの資産を計上した申告書と種類別明細書（減少資産用）を送付していましたが、評価額、決定価格、課税標準額を記入し、計算上問題がないと判断した場合は、全資産申告に切り替え、次年度より申告書のみを送付とし、種類別明細書（減少資産用）の送付はしません。

電子申告は利用するが、従来どおり種類別明細書（減少資産用）が必要な場合は、備考欄に「種類別明細書（減少資産用）送付希望」と記入してください。電子申告は受け付けますが、全資産申告に切り替えず、増減申告として処理します。

- 2 津山市より送付した申告書の「前年前に取得したもの（イ）」の欄の額を必ず確認し、これと一致させてください。
- 3 種類別明細書（増加資産・全資産用）において、各項目に入力漏れがないか確認してください。
- 4 津山市より送付した種類別明細書（減少資産用）の登録内容を必ず確認した上で申告してください。登録内容に誤りがあった場合は摘要欄に「取得年月訂正」等、その旨を記入してください。
- 5 P.5の「7. 税務会計と固定資産税における取扱いの相違点」に注意してください。特に圧縮記帳、改良費の区分評価、少額資産の取扱いについて注意してください。
- 6 減少資産の確認をすることがありますので、ご協力お願いします。